様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市民憲章推進会議
開催日時	令和7 (2025) 年9月25日 (木曜日) 午前10時から午前10時30分まで
開 催 場 所	みよし市役所1階 101会議室
出 席 者	(委員) 小野津也子、坂田浩己、柳川傑、柴本信之、河合美香、吉田増美、鈴木文生、鈴木敏広、細井拓郎 (事務局) 城総務部長、瀧元協働推進課長、金丸協働推進課主任主査 傍聴者 0名
次回開催予定日	
問 合 せ 先	協働推進課 担当者名 金丸 電話番号 0561-32-8025 ファックス番号 0561-32-2165 メールアドレス kyodo@city.aichi-miyoshi.lg.jp
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要約 要約した理由 -
審議経過	<内容> あいさつ <議題> (1)令和6(2024)年度事業実績及び令和7(2025)年度事業 について (2)令和8(2026)年度事業計画(案)について

会議録		
開会	瀧元課長	本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。 定刻となりましたので、只今から令和7年度みよし市民憲章推進会議を開催いたします。 最初に礼の交換を行います。 皆様、御起立ください。一同礼。
市民憲章唱和	瀧元課長	続きまして、市民憲章の唱和を行います。市民憲章は、資料の最終ページに掲載しております。 市民憲章の前文を事務局が朗読した後、「ひとつ」と言いましたら、御唱和いただきますようお願いします。
		市民憲章唱和
	瀧元課長	御着席ください。 それでは、総務部長の城からあいさつ申し上げます。
あいさつ	城部長	総務部長の城でございます。 本日は、みよし市民憲章推進会議にご出席いただき誠にありがとうございます。 市民憲章は、美しい郷土を大切にし、自らの手ですみよい街にするという思いを込めて、1975年、昭和50年に制定され、本年3月で制定から50年が経ちました。 本日の会議では、市民憲章に謳われている住民自治及び市民の参画と協働の精神を推進するために必要な事項について、皆様のご意見やご助言をいただきたく存じます。市民憲章にふさわしい事業が今後も展開できますよう、どうぞ皆様のご理解とご協力をお願いいたします。
	瀧元課長	続きまして、委員の皆様の皆様から簡単に自己紹介をお願いいたします。それでは、小野委員から、順番にお願いいたします。
	小野委員	みよし商工会女性部から来ました小野と申します。よろしくお願い します。
	坂田委員	みよし市工業経済会会長を務めさせていただきます坂田と申しま す。よろしくお願いいたします。
	柳川委員	スポーツ協会会長を仰せつかっております柳川傑と申します。よろ しくお願いします。
	柴本委員	みよし市環境美化推進協議会会長の柴本でございます。よろしくお 願いいたします。
	河合委員	みよし市安全なまちづくり推進協議会の河合といいます。よろしく お願いします。

吉田委員

みよし市青少年健全育成推進協議会の吉田増美と申します。よろしくお願いいたします。

鈴木文委員

みよし市緑と花の推進委員会鈴木と申します。よろしくお願いします。

鈴木敏委員

いきいきみよし連合会の鈴木でございます。よろしくお願いします。

細井委員

トヨタ生協メグリアで店長を務めております、細井と申します。 よろしくお願いいたします。

瀧元課長

本日、その他の委員といたしまして近藤委員、加藤委員と天野委員がいらっしゃいますが、加藤委員と天野委員は御欠席というご連絡をいただいております。

事務局です。私は協働推進課長の瀧元です。それから総務部長の城。 担当の金丸です。他に総務次長の近藤がおりますが、所用により欠席 をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上の体制で事務局を務めさせていただきます。

よろしくお願いします。

続きまして、みよし市民憲章推進会議に関する要綱について、担当 から説明します。

金丸主任主査

それでは、資料の2ページと3ページを御覧ください。

第1条で、この会議の目的は、みよし市民憲章の周知啓発を図るために、みよし市民憲章推進会議を開催することに関し必要な事項を定めるものとしています。

第2条で、この会議は、市民憲章に謳われている住民自治及び市民 の参画と協働の精神を推進するために必要な事項についての意見又は 助言を求めるとしています。

第3条で、会議に出席依頼をする団体について規定し、教育委員会 を始めとした12団体としています。

第4条で、会議の運営及び必要があるときには、関係者の出席を求め、意見や説明を聴き、資料の提出を求めることができるとしています。

第5条で、会議の庶務について処理する部署について規定していま す

第6条で、この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、 市長が定めるとしています。

以上で要綱についての説明を終わります。

瀧元課長

会議の進行につきましてですが、要綱第4条に会議の参加者は、互 選により会議を進行する座長を決めることができるとありますが、本 日委員の皆様のご了解がいただければ、事務局にて進めさせていただ こうと考えていますがいかがでしょうか。

「異議なし」との発言あり

瀧元課長

ありがとうございます。ご賛同をいただけましたので、進行は事務

局にて進めさせていただきます。

それでは、次第に基づき、議事に入らせていただきます。

1項目目、「令和6 (2024) 年度事業実績及び令和7 (2025) 年度事業」につきまして、事務局から説明いたします。

なお、御質問につきましては、2項目目の説明終了後に一括して承りますので、よろしくお願いいたします。

議事(1) 令1(2) 024(年度 事業で(2025) 年でいて について

金丸主任主査

それでは、資料4ページを御覧ください。

1 (1) 令和6 (2024) 年度事業実績について、御説明いたします。 区分欄に記載がありますが、継続と記載があるものは、令和5 (20 23) 年度に引き続き実施した事業であり、新規と記載があるものは、 令和6 (2024) 年度に新しく実施した事業です。

資料に基づき順に説明いたします。

- ・市勢要覧に市民憲章を印刷し、転入者全世帯及び希望者へ配布しました。
- ・関係機関へ配布する冊子や市の封筒へ市民憲章を印刷し、市民の皆様の目にふれる機会を増やしました。
- ・文化の日記念式典において、式典冒頭での市民憲章唱和及びパンフ レットに掲載しました。
- ・昨年度のこの会議で柳川委員からお話もありました、スポーツ協会 の総合スポーツ大会開会式での市民憲章唱和及びプログラムへの掲載 がありました。
- ・各行政区回覧板へ市民憲章を印刷し、市民の目にふれる機会を増やしました。
- ・生涯学習活動報告書へ市民憲章を掲載し、関係各所へ配布しました。
- ・小学3、4年生が社会科で使用する副教材に市民憲章を紹介する内容を掲載し、学校生活の中で市民憲章について考えてもらう機会を提供しました。
- ・みよし市安全なまちづくり推進大会及びみよし市環境美化推進大会 式典冒頭での市民憲章唱和及びパンフレットへの掲載を行いました。 しかし残念ながら、この式典については令和6年度をもって終了とな りました。
- ・産業フェスタみよし実行委員会総会等、各種会議資料の裏表紙へ市民憲章を掲載しました。
- ・三好中学校の生徒が考案した啓発物等を掲載した啓発用ポスターを 市内公共施設等に掲示しました。
- ・また、三好中学校の生徒が社会貢献活動の一環として作成した市民 憲章を啓発する「紙芝居」を活用し放課後子ども教室で読み聞かせを 実施し、市民憲章を記載した自由帳を作成しそこで配布をしました。 資料5ページを御覧ください。
 - (2) 令和7 (2025) 年度事業について、御説明いたします。

4ページに記載している令和6 (2024) 年度事業と同順番で事業を 記載しており、令和6 (2024) 年度事業を継続して、令和7 (2025) 年度も引き続き事業を実施します。

なお現在、「みよし市民憲章のPR画像」と関連し、課のインスタグラムで市民憲章についてPRし、市民憲章制定月である3月には市の公式LINEでPRする予定です。また「啓発品の作成」については、自由帳とは別の、こどもが使える物品を検討しています。

議事(2) 令和8(2 026)年度 事業計画 (案)につ いて それからまた、紙芝居を使ったというところに、今年度の中学生の 職場体験のときに、保育園に出かけまして、紙芝居の読み聞かせとい うのも、今のところ予定をしているところでございます。

引き続き、2項目目の「令和8 (2026) 年度事業計画(案)」について、御説明いたします。

資料6ページを御覧ください。

2令和8 (2026) 年度事業計画(案)について、令和7 (2025) 年度における事業と同様に、令和7 (2025) 年度の事業区分に「継続」としてある"市勢要覧"から"啓発品"までについて、引き続き実施する予定です。なお、"市勢要覧"は(本冊版)と(ダイジェスト版)の区別がなく一本化されるとのことです。

瀧元課長

ここで、御質問や御意見などがありましたらお願いします。

坂田委員

検証していただくっていう趣旨で、いろいろな活動があると思うのですが、どの程度のレベルまでやればいいのかなっていうのを思いました。例えばこれを全部やったら、市民の6万人のうちの半分ぐらいには、これみんなの目に触れたよねっていうような見積もりをしているのか。いやほとんど、100%ぐらい目に触れているからこれだけの啓発活動をすれば十分だというふうに言っているのか。いやまだまだ3割ぐらいなんだ、これが足りてないので、より有効な手段をもう少し検討したいと思っているのか。この辺をちょっと説明とか評価して、整理をしてみるとちょっと、費用対効果も含めて、どうなのかなっていう。その中で整理ができるといいかなってふうに思いました。これがいいか悪いとかではなくて、よりよく広げるためにどこまで有効なのかっていうのは、何らかの方法なりで、これは感覚でもいいのですけどね。ちょっとそのような、これで我々は十分と思ったとしてもこれぐらいでやめとけばいいのかどうかっていうのは、ちょっと判断がつかないです。

そういう意見としてお伝えします。

鈴木敏委員

今、市民憲章の市民の認知度って取れるぐらいありますか。

瀧元課長

行政評価のアンケートというのを企画政策課で、もちろん市民憲章だけではなくて、市の施策全般に対してのことなのですが、アンケートを行っております。無作為で1,000人ほどの皆さんにご協力いただいているのですが、市民憲章について聞いたことがあるかとか、そういう調査をさせていただいた結果なのですが、知っていると答えた方は17.9%、聞いたことはあるが内容についてちょっとわからないという、知ってはいるけれど、内容まではという方で38.9%。市民憲章ということのご認識いただいている方は過半数を超えていて、市民憲章という概念についてご認識いただいている方は18%前後です。

鈴木敏委員

この会議というのは、どこら辺まで持っていくというのか、その中 身まで認知させるのか。

瀧元課長

私見なのですが、皆様の生活の中に、ここに掲げさせていただいて

いる内容というのは、普段の生活の中で取り組まれていることはたく さんあるのではないのかというふうには思っております。そういった 部分が市民憲章で謳われているということについての結びつきみたい なものは、今のアンケート調査でもあるように結びつかないところが あるのですが、目に触れる機会をとても多くすることで、皆様が普段 生活されていることが、市民憲章について謳われているっていうこと であるとご認識いただければ、私たちとしてはすごく進むのではない かな、市民の皆様にとっていいのではないかなというふうに思ってい ます。私たちの各担当課が、その市民憲章の理念に基づいて施策を打 ち、そういった視点を持って事業計画を立てさせていただくという認 識を持って、市民の皆様にお届けさせていただく。市民の皆様は普段 の生活において、市民憲章についての自分の立ち位置みたいなものを ある程度ご認識いただきながら、そういうことに気づいていただくこ とができればとってもすばらしいなというふうには思っておりますの で、この行政アンケートに関しては、毎年企画政策課が行っているの ですが、市民憲章に関しては、市の一番根幹をなす理念でありますの で、これはぜひ入れて欲しいということで、アンケートを入れさせて いただいて、毎年度、データを取らせていただいております。今後も そういった職員の意識みたいなものはもちろん上げさせていただきな がら、各施策において、市民憲章について、引き続いて触れていただ く機会を増やしていきたいなというふうには思っています。アンケー トがもちろん上がってくれば素晴らしいなというふうに思っていま

鈴木敏委員

最低、市民憲章がありますよってことぐらい知っている方がもっと 増えないと。

坂田委員

とてもぼんやりと、何となくこれ100対0で知って欲しいなんて私も全然思ってはいないのですが、例えばお子さんはちょっと一旦外したとして、この市民憲章っていうのは、市の行政の憲法的なビジョンなので、それに基づいている施策がやられていればいいと思うのです。だからみんなが市民憲章そのものを知ってなきゃいけないってとじゃないと思います。行政のリーダーの方とか、或いはその行政機関に関わるような主要なリーダーの方々は、これを踏まえていろんな施策を考えてもらいたいっていうのが多分一番大事なとこだと思います。例えば仮に、人口の2割ぐらい、3割ぐらいですよということで、大体それぐらいの人数のウェイトでは浸透しているので、あとは行政機関やメディアを含めて、常に発信していくのか、当面この活動でいいのかというような、例えば棚卸しということですね。何がいいのか思いのかという方な、例えば棚卸しということですね。何がいいのか思いのかというのは、気持ちでこれやっていきますよではなくて、これでよしとするのか、これで足りないとするのかという立ち位置をちょっとはっきりしてやられたほうがいいかなと思います。

城部長

確かに評価という部分ではちょっと我々も、それに対して真剣にフィードバックをもらうような取り組みっていうのはしてなかったかなというふうに思います。先ほどのアンケートの数字というのが、ひとつの指標にはなるのかなというところもあります。そういった啓発で、先ほど課長がいいましたように、皆さんの生活の中でこういうと

ころは関連づいているところがいっぱいあるよっていうところの気づきを持ってもらうようにもやっていこうかなって思います。ご意見ありがとうございます。

柳川委員

スポーツ協会の総合スポーツ大会の開会式で、以前は市民憲章の唱 和をやっていたのですが、どこかで途切れて。私がここへ参加してい て、あれ、そういえば、前やったけれどやはり唱和していないよな、 というところで、昨年の11月の総合スポーツ大会にまた市民憲章の 唱和を参加者全員で行いました。私も今日もずっとこれに来る前に ちょっと思ったのですが、自分たちが日常生活しているときに、市民 憲章を振り返って、いろいろなことに取り組んでいる人もいるし、生 活している人たちもいると思うのですが、自分でやっていることが、 この市民憲章のこの5項目のどこに該当するのかなとか、そういう振 り返りが何かできるといいなというふうに思います。中にはそれぞれ が複数該当することもあると思います。役所の中で、事務事業はやっ ていると思うのですけれども、それがこの市民憲章、先ほど坂田さん からもお話がありましたように、みよしの憲法であり、まちづくりを するための理念であると思って、この例に沿って事業をもしやってい くとしたら、今やっている事業はどこに入ってくるのかなとか、そう いうものを体系的に考えていくと、職員の人ももうちょっと意識して やれるのではないかなというふうに思います。

瀧元課長

はい、ありがとうございます。今の柳川委員のご指摘に関しても、 坂田委員からも昨年度そういった視点についてちょっと触れていただいたところもあって、今市の方ではSDGsに関しては、比較的いろいろな、体系別にどこに当たるかっていうところもお示しするようなところがあるのですが、やはり柳川委員、坂田委員おっしゃられるように、これはやはり市民の皆様にとって市民憲章は根幹そのものでありますので、市職員は施策を実施する中で、どこの理念に沿っていますよというのを周知できるような考えを持つということがやはり必要になると思っています。この件については、本市のマスタープランを作成させていただいている企画のセクションの職員にも情報共有をしていますので、どういう形かはまだ見えないところもあるのですが、今各委員の皆様がご指摘いただいた考え方というのは非常に大事なご指摘だと思っておりますので、引き続き努めていきたいと考えています。

柳川委員

一般市民の方は、なかなか自分たちがやっているけれどどこにあるということは多分難しいと思うのですが、少なくとも、我々のような団体は、今自分たちが活動しているのは、市民憲章のここの部分かなっていうような、そういう意識が持てるといいかなと思います。

瀧元課長

その他いかがでしょうか。

掲載をさせていただいている新規という部分に関しては、比較的こどもたちというところの視点というところが多く掲載をさせていただいているところがありますが、こちらも学校の先生から、市の事業に関しての関わりを持ちたいという生徒の希望というか、そういう考えを持っていらっしゃるということを、よくよく事務局の方に声をかけ

ていただいております。私どもも、これまで市民憲章について取り組んできたというのは一般市民の皆様向けに何とかこう届けられないかという視点でのところがありまして、それがやはり唱和だったり、掲載物への掲載だったり、そういったところにフォーカスしていたところもありました。ですから逆に今、こどもたちに、市の具体的に行っている事業にかかわらせて欲しいといったありがたいお話をいただいて、ならば、私たちの市民憲章に関しても、一度市民の皆様の一番根幹の理念になりますので、いろんな幅広い市民の皆様に届けられる何か考え方はないだろうかということをお伝えしましたら、いろんなアイデアを出していただいて、幼児向けの紙芝居の作製など、いろいろな視点を持って提案いただきましたので、今それを市としては活用させていただくこととしています。

市民の皆様に何とか届けさせていただくという視点で今、先ほど担 当から説明させていただいた保育園の方に職場体験で出かけていく中 学生の子にちょっと体験していただくとか、また、こどもたちだけで はなくて、他の一般市民の方ももちろん、必要な視点ではありますの で、そこはやはり市の職員が対象ごとに事業を担当させていただいて おりますので、やはりその担当職員が、それぞれの対象者の皆様に、 市民憲章のことについて意識した説明であったり、周知PRであった りということを進めていくのが、今私たちが必要だなという視点だと 思っております。掲載させていただくところには、新規という事業も 数多くどんどん作っていくということを果たしていいのかというとこ もありますので、大事な部分は大切に継続していきながら、市の職員 がより強い意識を持って活動していくことで、先ほど資料の方でご紹 介したアンケートにつなげていくということを、理念を持って進めて いきたいと思います。またこちらの推進会議の委員の皆様から忌憚の ない意見をいただきながら、もっと良い方法があるのではないかとい うご指導いただいているところは積極的に活用したいなというふうに 思っておりますので、今後とも忌憚ない意見、事務局にお届けいただ けると大変助かりますので、よろしくお願いしたいと思います。

その他よろしかったでしょうか。

ありがとうございます。また、先ほど申し上げたように、なんかこんなことはあるよとか、そういうとこあるのではないかなということは、今日の会議だけでなく、私ども協働推進課まで、どんな形でも結構でございますので、ご意見賜りましたら大変助かりますので、今後ともこの市民の皆様の基本理念でございますので、委員の皆様のご理解ご協力もあわせてお願いしたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは以上で議事の方を閉じさせていただきたいと思います。 皆様の御協力ありがとうございました。

以上で、みよし市民憲章推進会議を終了いたします。

最後に礼の交換をしたいと思いますので皆様、御起立をお願いいた します。

一同礼。

ありがとうございました。

閉会